

第 5189 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月20日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続開始前3年以内の贈与の取扱い

Q：相続開始前3年以内にした贈与は、相続税の対象になるとか。どのようになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

相続税法では、相続又は遺贈（死因贈与を含む）により財産を取得した者が、その相続に係る被相続人から相続開始前3年以内に贈与により取得した財産がある時は、その贈与により取得した財産の価額（贈与時の価額）をその者の相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格として相続税額を計算し、その計算した相続税額からその贈与財産につき課せられた贈与税額相当額を控除した金額をもって、その者の相続税額とすることとなっています。ただし、相続開始前3年以内にした贈与でも、次のものは対象にならないこととなっています。

- ①相続人以外にする贈与
- ②贈与税の非課税財産
- ③特定障害者扶養信託として贈与税が非課税となるもの
- ④婚姻期間が20年以上である配偶者に対する居住用不動産又はその取得資金のうち次の部分の金額
 - イ. 相続開始の年の前年以前の贈与で、贈与税の配偶者控除の適用を受けて控除された金額（最高2,000万円）
 - ロ. 相続開始の年にされた贈与で、贈与税の配偶者控除があるとした場合に控除されることとなる金額（最高2,000万円）

